

## ○公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定を準用する一般競争入札について次のとおり公告する。

令和元年 7 月 25 日

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会  
会 長 大 井 川 和 彦

### 1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会配布資料準備業務委託

(2) 委託業務内容

別添仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和元年 10 月 25 日（金）まで。

(4) 入札方法

入札は、紙入札による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局

（茨城県国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課内） 担当 中澤

電話 029-301-5384

F A X 029-301-5389

所属メールアドレス：kokutai8@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、

指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 茨城県内に本店又は茨城県への入札・契約等を委任した支店等を有すること。

#### 4 入札関係書類の閲覧期間及び場所

- (1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会ホームページ

ア 期間

入札公告の日から令和元年 8 月 5 日（月）まで

イ URL

<https://www.ibarakikokutai2019.jp/>

- (2) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期間

入札公告の日から令和元年 8 月 5 日（月）まで

イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Acceptor>

- (3) 国体・障害者スポーツ大会局施設調整課

ア 期間

入札公告の日から令和元年 8 月 5 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎行政棟 15 階東側

国体・障害者スポーツ大会局 施設調整課内

#### 5 入札関係書類に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和元年 8 月 1 日（木）午後 4 時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ

ウ 方法

書面（ファクシミリも可）による。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和元年 8 月 2 日（金）午後 5 時まで

イ 方法

質問及び回答を4（1）のホームページに掲載する。

## 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式1号）に、誓約書（様式2号）を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和元年8月5日（月）午後5時までに必着のこと。

### (2) 提出方法

郵送（簡易書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

### (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和元年8月6日（火）午後5時までに、入札参加資格確認結果通知書を発行する。なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記5の（2）の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書（様式3号）を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る委託業務名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

### (2) 入札書の提出期限

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年8月9日（金）午後4時までに、郵送又は持参により、2の担当部局に必着のこと。

### (3) 開札日時及び場所

#### ア 日時

令和元年8月9日（金）午後4時15分

#### イ 場所

茨城県庁舎行政棟15階東側執務室内 打合せ室1

・原則、入札参加者の立会いは行わない。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 記名押印を欠くとき
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに本件契約に関係の無いいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局職員が執行するくじにより、落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- (3) 落札者への通知は、書面により行う。

## 11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。

- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

### 14 契約条項及び支払い条件

別添委託契約書（案）及び添付書類のとおり。ただし、委託契約書（案）中、契約金額、契約保証金、契約の相手方等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

### 15 その他の事項

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。